

もに、見積りを適正に行い、受注すること。

- (2) 工事の発注に当たっては、当該工事の作業特性を踏まえ、着工準備期間、検査・試運転期間、悪天候による不稼働日等に十分配慮しつつ、週所定労働時間 40 時間を前提として専門事業者が施工可能な工期及び請負金額を確保すること。特に専門事業者の施工能力等を踏まえ、専門事業者の必要な休日の確保に支障をきたすことのないように努めること。
- (3) 工事の発注に当たっては、関係専門事業者に対し、全体及び業種ごとの工期・工程についてあらかじめ十分な説明を行うとともに、天候の変化や資機材の調達状況等に応じて、低いコストと出来る限り短い労働時間で工事を完成させるための工事方法、工事手順、人員、資機材の配置等に係る調整や工期・工程の適切な変更を行い、合理的な休日と 1 週間の労働時間を設定するための現場における十分な意思疎通、協議調整を行うための場（以下「時短協議会（仮称）」という。）を整備すること。

この協議調整等の場を通じて、関係専門事業者の労働時間の設定、工程、工事手順の状況を把握し、的確な現場施工体制の構築と適切な工事計画の策定などを通じて、その効率的施工の実現に協力し、関係専門事業者における労働時間の延長を招かないよう努めること。
- (4) 工事の機械化、工場生産化、新技術・新工法の開発、導入を図るとともに、工程の合理化、効率化等を図ることにより、工事の施工期間の延伸とコストの増嵩を出来る限り抑えること。また、時短協議会を通じた工程の合理化、効率化に資する関係専門事業者からの優れた提案については、積極的に採用するよう努めること。
- (5) 工事着工後において工事計画に変更を生ずることのないよう、正確な工事計画を策定するとともに、これに基づき、的確な工程管理を実施すること。また、悪天候による不稼働日の予期せざる増加等により、止むを得ず工期の遵守が困難となった場合には、関係専門事業者に対し、工期等について適切な契約変更を行うとともに、必要に応じ、全体工期等について同様の契約変更を努めること。
- (6) 専門事業者の労働時間短縮の状況等を的確に評価し、受注業者の選定に反映させること。
- (7) 1 の 1 週間の労働時間と休日（変形労働時間制を導入している場合はその内容）につい